

職員に対する子ども手当の支給に関する事務の取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第二十八号

職員に対する子ども手当の支給に関する事務の取扱規則の一部を改正する規則

職員に対する子ども手当の支給に関する事務の取扱規則（平成二十二年広島県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（」に、「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律施行令」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律施行規則」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。